

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成15年10月10日

内閣総理大臣 殿

長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491 2
小布施町長 唐 沢 彦 三

平成15年8月29日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画（信州おぶせ緑のかけ橋特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1 変更事項

- 4 構造改革特別区域の特性
- 5 構造改革特別区域計画の意義
- 6 構造改革特別区域計画の目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 8 特定事業の名称
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

2 変更事項の内容

別表のとおり（別紙1006の追加を含む。）

(別表)

新	旧
<p>4 構造改革特別区域の特性 (略)</p> <p>小布施町の農業は、雨が少なく昼夜・年間の寒暖の温度差が大きい中央高地型の内陸性気候であり、これに適した果樹(りんご・ぶどう・桃・栗・梨等)が主力に栽培されている。</p> <p>しかし、近年の外国産農産物の輸入増加や景気の低迷による消費の減退併せて農業従事者の減少と高齢化が進む中で、平成12年の耕作放棄地は <u>25.3ha</u> であり、町内の経営耕地に占める割合は <u>3.2%</u>であった。平成7年調査の 14.3ha、1.7%と比較するとそれぞれ増えてきており、今後も増えるものと予測される。</p> <p>(略)</p> <p>体験農園や交流農園、おすそわけ農園等消費者自らが体験し、地元農家と交流できるシステムを構築する。<u>また、消費者が農地の権利を取得し、通年にわたり水稻や野菜、果物などを自ら栽培することも交流事業の一環として推進する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性 (略)</p> <p>小布施町の農業は、雨が少なく昼夜・年間の寒暖の温度差が大きい中央高地型の内陸性気候であり、これに適した果樹(りんご・ぶどう・桃・栗・梨等)が主力に栽培されている。</p> <p>しかし、近年の外国産農産物の輸入増加や景気の低迷による消費の減退併せて農業従事者の減少と高齢化が進む中で、平成12年の耕作放棄地は 19.4ha であり、町内の経営耕地に占める割合は 2.7%であった。平成7年調査の 14.3ha、1.7%と比較するとそれぞれ増えてきており、今後も増えるものと予測される。</p> <p>(略)</p> <p>体験農園や交流農園、おすそわけ農園等消費者自らが体験し、地元農家と交流できるシステムを構築する。</p> <p>(略)</p>
<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>小布施町において今後農業振興を進める上で、<u>農産物の消費拡大、遊休荒廃地の解消及び発生の未然防止は重要な課題であ</u></p>	<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>小布施町において今後農業振興を進める上で、<u>農産物の消費拡大を図るためには都市消費者との様々な交流が不可欠で</u></p>

新	旧
<p><u>る。</u></p> <p>まず、農産物の消費拡大を図るためには都市消費者との様々な交流が不可欠であると考えており、生産者と消費者との宿泊を伴う滞在型交流により地域の活性化を目指すために農家民宿を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>また、近年消費者の安全で安心な農産物生産への期待が高まる中、生産地の土づくりや減農薬への取り組み、循環型農法の推進などを消費者との交流を進める中で積極的にPRし、消費者の理解を得る中で有利販売を目指し、農産物の消費拡大につなげる。</p> <p><u>次に、遊休荒廃農地の解消及び発生未然防止については、農業委員会を中心とした遊休荒廃農地調査と所有者の意向調査を参考に農地の流動化を推進するものであるが、既存の農家に農地を集積するのは限界があるのも事実である。</u></p> <p><u>このため、農業体験を通じ、農業に対し意欲的な人や、定年等で時間的余裕があり新たに少しの農地から農業を始めたい人、自家菜園等を行ないたい人が農地の権利を取得し、耕作することにより遊休荒廃農地が解消され、地元農家との交流が推進されると共に地域農業の振興が図られる。</u></p>	<p>あると考えており、生産者と消費者との宿泊を伴う滞在型交流により地域の活性化を目指すために農家民宿を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>また、近年消費者の安全で安心な農産物生産への期待が高まる中、生産地の土づくりや減農薬への取り組み、循環型農法の推進などを消費者との交流を進める中で積極的にPRし、消費者の理解を得る中で有利販売を目指し、農産物の消費拡大につなげる。</p>

新	旧
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>小布施町には多くの人たち(年間約 120 万人)が訪れているが、通過型観光地であるため、観光客と農業との接点が少ない。りんごやぶどうのもぎ取りや農産物の直売所程度である。農業や農村、農産物への理解を高めてもらうためには、長い時間小布施町に滞在してもらうことが必要であり、このために農家に泊り農作業体験などが出来る数多くの体験メニューを用意し、滞在型の交流事業を進めていく。</p> <p>長い時間滞在するには当然宿泊を伴う場合があるが、当町には宿泊施設が少ない(4 施設・14 部屋)ため、農家での民宿を進めていくものである。</p> <p>農家に泊り農作業体験や農産物加工体験、夜なべ談義や野菜の朝採り体験、「スローフード」「スローライフ」の体験などホテルや旅館ではできないことを体験することが可能になる。現在の農業生産や出荷・販売体制の構造改革を進めるものである。</p> <p><u>長野県下 118 市町村の中で面積が 19.07 k m²と一番小さい小布施町は、果樹栽培が農地の 7 割以上を占めており、樹園地率が長野県 1 位である。地形は平地で果樹に適した内陸性の気候であり、土地基盤整備や集出荷場の整備統合、防霜ファンの設置、薬液調合施設の整備等々により農業生産の安定が図られてきた。</u></p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>小布施町には多くの人たち(年間約 120 万人)が訪れているが、通過型観光地であるため、観光客と農業との接点が少ない。りんごやぶどうのもぎ取りや農産物の直売所程度である。農業や農村、農産物への理解を高めてもらうためには、長い時間小布施町に滞在してもらうことが必要であり、このために農家に泊り農作業体験などが出来る数多くの体験メニューを用意し、滞在型の交流事業を進めていく。</p> <p>長い時間滞在するには当然宿泊を伴う場合があるが、当町には宿泊施設が少ない(4 施設・14 部屋)ため、農家での民宿を進めていくものである。</p> <p>農家に泊り農作業体験や農産物加工体験、夜なべ談義や野菜の朝採り体験、「スローフード」「スローライフ」の体験などホテルや旅館ではできないことを体験することが可能になる。現在の農業生産や出荷・販売体制の構造改革を進めるものである。</p>

新	旧
<p>しかし、現在の農業を取り巻く環境は小布施町も例外でなく、年々厳しさを増している。小布施町の遊休荒廃農地は25.3haで、農地に占める割合は3.2%である。(平成12年農林業センサス) 遊休荒廃農地の発生割合は、恵まれた立地条件もあり県下でも低い地域であるが、増加傾向は続いている。遊休荒廃農地面積の発生が少ない内に対策を講じることが重要であり、現在の発生面積が「相当程度」と認識している。</p> <p>今回の申請により、農家と非農家が共存共栄できる農村社会を目指し、代々家族に受け継がれてきた農地の利用増進と、農業経営の構造改革を進めるものである。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 都市消費者と農村の交流事業の実施により、地域住民や農地所有者が指導者として体験者(都市消費者)及び新規就農者と交流する機会が増え農産物の消費拡大に結びつき、これにより担い手農家の育成と地域の活性化につなげていく。</p> <p>また、安全で安心な農産物生産のための減農薬・減化学肥料への取り組みを、消費者に積極的にPRしていく。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 都市消費者と農村の交流事業の実施により、地域住民や農地所有者が指導者として体験者(都市消費者)と交流する機会が増え農産物の消費拡大に結びつき、これにより担い手農家の育成と地域の活性化につなげていく。</p> <p>また、安全で安心な農産物生産のための減農薬・減化学肥料への取り組みを、消費者に積極的にPRしていく。</p>

新	旧
<p>受け入れ体験メニュー</p> <p>農業体験</p> <p>く り 栗拾い</p> <p>りんご 摘果・袋かけ・葉つみ・収穫</p> <p>ぶどう 房切り・摘粒・袋かけ・収穫</p> <p>も も 摘蕾・袋かけ・収穫</p> <p>米 田植え・稲刈り・脱穀</p> <p>加工(郷土料理)体験</p> <p>栗菓子加工・ジャム加工・漬け物・おやき・アップルパイ等</p> <p>農村体験</p> <p>押し花・わら細工・竹細工・木工・魚釣り・町内散策等 等々</p> <p>(3) 農業体験や農産加工体験・農村体験等を通じ、多くの都市消費者が農村へ訪れることにより、地元住民の農業生産に対する意欲が高まることが期待され、遊休農地を活用したホビー的な農業者や新規就農者の確保を目指していく。</p> <p>(4) <u>構造改革特別区域法の特例措置を適用し、農地の権利取得に際する下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進により、新たに農業に取り組む人や自家菜園を行う人が増え、遊休荒廃農地の解消や今後発生が予想される農地を未然に防ぐとともに、農業への理解が高まるものと期待される。</u></p>	<p>受け入れ体験メニュー</p> <p>農業体験</p> <p>く り 栗拾い</p> <p>りんご 摘果・袋かけ・葉つみ・収穫</p> <p>ぶどう 房切り・摘粒・袋かけ・収穫</p> <p>も も 摘蕾・袋かけ・収穫</p> <p>米 田植え・稲刈り・脱穀</p> <p>加工(郷土料理)体験</p> <p>栗菓子加工・ジャム加工・漬け物・おやき・アップルパイ等</p> <p>農村体験</p> <p>押し花・わら細工・竹細工・木工・魚釣り・町内散策等 等々</p> <p>(3) 農業体験や農産加工体験・農村体験等を通じ、多くの都市消費者が農村へ訪れることにより、地元住民の農業生産に対する意欲が高まることが期待され、遊休農地を活用したホビー的な農業者や新規就農者の確保を目指していく。</p>

新	旧																								
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 (略)</p> <p>(2) 安全で安心な農産物の生産 安全で安心な農産物に対する消費者の期待は高まっており、微生物を利用した土づくりや性フェロモン剤を使った減農薬農法の推進など、町内農家の安全な農産物生産への意識が高まり、生産者の顔が見える安全で安心な農産物を消費者へ提供する体制が整備される。<u>新規就農者にもこの取り組みを広め、小布施町農産物の安心安全ブランドを確立する。</u></p> <p>性フェロモン剤設置面積</p> <table border="0"> <tr> <td>りんご (現状)</td> <td>133.3 ㊦</td> <td>(目標...平成 20 年度)</td> <td>256.0 ㊦</td> </tr> <tr> <td>桃 (")</td> <td>40.0 ㊦</td> <td>(")</td> <td>64.0 ㊦</td> </tr> <tr> <td>梨 (")</td> <td>4.3 ㊦</td> <td>(")</td> <td>16.0 ㊦</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 遊休荒廃農地の解消 <u>農地取得後の下限面積を 50 ㊦から 10 ㊦に設定することにより、新たに農業に取り組む人や自家菜園等を希望する人が増え、遊休荒廃農地の解消や発生が予測される農地を未然に防ぐことにつながる。</u></p> <p><u>事業効果</u></p>	りんご (現状)	133.3 ㊦	(目標...平成 20 年度)	256.0 ㊦	桃 (")	40.0 ㊦	(")	64.0 ㊦	梨 (")	4.3 ㊦	(")	16.0 ㊦	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 (略)</p> <p>(2) 安全で安心な農産物の生産 安全で安心な農産物に対する消費者の期待は高まっており、微生物を利用した土づくりや性フェロモン剤を使った減農薬農法の推進など、町内農家の安全な農産物生産への意識が高まり、生産者の顔が見える安全で安心な農産物を消費者へ提供する体制が整備される。</p> <p>性フェロモン剤設置面積</p> <table border="0"> <tr> <td>りんご (現状)</td> <td>133.3 ㊦</td> <td>(目標...平成 20 年度)</td> <td>256.0 ㊦</td> </tr> <tr> <td>桃 (")</td> <td>40.0 ㊦</td> <td>(")</td> <td>64.0 ㊦</td> </tr> <tr> <td>梨 (")</td> <td>4.3 ㊦</td> <td>(")</td> <td>16.0 ㊦</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	りんご (現状)	133.3 ㊦	(目標...平成 20 年度)	256.0 ㊦	桃 (")	40.0 ㊦	(")	64.0 ㊦	梨 (")	4.3 ㊦	(")	16.0 ㊦
りんご (現状)	133.3 ㊦	(目標...平成 20 年度)	256.0 ㊦																						
桃 (")	40.0 ㊦	(")	64.0 ㊦																						
梨 (")	4.3 ㊦	(")	16.0 ㊦																						
りんご (現状)	133.3 ㊦	(目標...平成 20 年度)	256.0 ㊦																						
桃 (")	40.0 ㊦	(")	64.0 ㊦																						
梨 (")	4.3 ㊦	(")	16.0 ㊦																						

新	旧
<p>遊休荒廃農地の解消 現状 25.3 ㊦ 目標...平成 20 年度 15.0 ㊦</p> <p>新規就農者の増加 現状 0 戸 目標...平成 20 年度 50 戸</p> <p>非農家の「農業」への理解の高まり</p> <p>消費者との交流の推進</p>	
<p>8 特定事業の名称</p> <p>4 0 7 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業</p> <p>1 0 0 6 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業</p>	<p>8 特定事業の名称</p> <p>4 0 7 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業</p>
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>都市農村交流事業</p> <p>農産物の消費拡大や販路開拓につなげるため、都市消費者との交流を積極的に進める。消費者との交流を新しい「小布施方式」として定着させ、小布施人と親戚付き合いをするファンやリピーターを確保し、「小布施町の農産物なら安全で安心」として購入してくれる消費者を増やしていく。このために農家に宿泊し、泊らなければ出来ない体験(夜なべ仕事や夜なべ談義、</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>都市農村交流事業</p> <p>農産物の消費拡大や販路開拓につなげるため、都市消費者との交流を積極的に進める。消費者との交流を新しい「小布施方式」として定着させ、小布施人と親戚付き合いをするファンやリピーターを確保し、「小布施町の農産物なら安全で安心」として購入してくれる消費者を増やしていく。このために農家に宿泊し、泊らなければ出来ない体験(夜なべ仕事や夜なべ談義、</p>

新	旧
<p>新鮮な朝採り野菜を使った朝食づくり等)や農作業体験、農村体験などを行い、農業や農産物への理解を深めていくと共に、<u>今回農地取得の規制を緩和し、消費者が農地の権利を取得することにより、何度も小布施町を訪れることになり、新たな交流が推進される。</u></p> <p>また、農業のみでなく小布施町にある数多くの観光資源や文化財、食文化等も体験の中に取り入れ、町全体の集客産業(ビクターズ・インダストリー)として位置づけていく。</p> <p>(略)</p> <p><u>農業経営基盤強化促進法に基づく指導及び勧告</u></p> <p><u>農業経営基盤強化促進法第 27 条の規定に基づき、遊休荒廃農地の所有者に対し農業委員会の指導及び町長の勧告を行い、農地の農業上の利用増進を図っていく。</u></p> <p><u>また、農業委員会を中心に遊休荒廃農地台帳の整備、町内の農地取得希望調査等を実施し、円滑な流動化を推進する。</u></p>	<p>新鮮な朝採り野菜を使った朝食づくり等)や農作業体験、農村体験などを行い、農業や農産物への理解を深めていく。</p> <p>また、農業のみでなく小布施町にある数多くの観光資源や文化財、食文化等も体験の中に取り入れ、町全体の集客産業(ビクターズ・インダストリー)として位置づけていく。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業</u></p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>信州おぶせ緑のかけ橋特区内の農地等の権利を取得する者</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>構造改革特区計画認定の日から</u></p> <p>4 特定事業の内容 <u>農地法第3条の4（都道府県知事が定める別段面積の基準）の規定にかかわらず、地方公共団体が構造改革特区計画において定める特区内の土地の区域内にある農地、又は採草放牧地に関する権利の取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積を地域の実態に応じて設定する事により、新規就農を促進し遊休荒廃農地の解消を図る。</u></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 <u>（1）遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度であると判断した根拠</u> <u>農業の担い手の減少等により、農業従事者の高齢化（65歳以上 昭和 55 年 16.3% 平成 2 年 21.2% 平成 12 年 26.4%）や農地の遊休荒廃化（平成 7 年 14.3ha・1.7% 平成 12 年 25.3ha・3.2%）が進む中【別添資料 1】で、遊休</u></p>	

新	旧
<p><u>荒廃農地の発生割合は、恵まれた立地条件もあり県下でも14番目と低い地域ではあるが、増加傾向は続いている。遊休荒廃農地の発生が少ない内に対策を講じることが最重要であり、現在の発生面積が「相当程度」と認識している。</u></p> <p>(2) <u>新たに設定する下限面積の根拠</u></p> <p><u>現状の下限面積(50㌥) 計画の下限面積(10㌥)</u></p> <p><u>第四次小布施町総合計画(H13~22)の中で、基本方針として認定農業者の育成の他に、ホビ-農家や非農家、消費者にも対応した営農システムの確立を目指している。</u></p> <p><u>これを基本として、家庭菜園を行なっている人の意見を尊重し、新規就農するには20㌥以上では農地の管理が難しい事や、農業委員会の意見を参考に、10㌥が新規に就農しやすい面積であると判断した。</u></p> <p>(3) <u>「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない」と認めた根拠</u></p> <p><u>適用区域内及びその周辺地域の農業者の営農及び農地利用</u></p> <p><u>小布施町は、【別添2】の土地利用計画により、水田・普通畑・樹園地の利用計画が示されており、経営耕作面積765haの内、水田132ha(17.3%)普通畑76ha(9.9%)、果樹557ha(72.8%)となっている。土壌の特性や自然災害等を考慮した適地適作が進められており、果樹に適した中央高地型の内陸性気候であり、りんごやぶどう、もも、栗を主体として水</u></p>	

新

旧

稲や野菜、花等が栽培されている。

適用区域内及びその周辺地域の農業者の今後の営農及び農地利用に関する意向

近隣の市町村と比較して認定農業者（128人）も多く、経営計画の目標達成に向け取り組んでいるところであり、今後も農作物の栽培に適した農地は農地として保全していく方針であり、農家と非農家の相互理解による共存共栄を図っていく。

及び を踏まえた適用区域内及びその周辺地域の営農及び農地利用の将来の見通し

	農家数	農家人口	平均耕作面積
平成2年	1,109戸	5,272人	0.82ha
	(100%)	(100%)	(100%)
平成7年	1,029戸	4,749人	0.80ha
	(92.8%)	(90.1%)	(97.6%)
平成12年	976戸	4,377人	0.78ha
	(88.0%)	(83.0%)	(95.1%)

平成2年から比較しても年々減少傾向をたどっている。

小布施町農業基本構想の見直しに当たり平成12年度末の認定農業者129人にアンケート調査を実施し、その中の一部で今後経営規模拡大を望みますかの問いに対し、

新	旧
<p><u>現状のままで優良新種の導入をし品質の向上を行ないたい</u> 86人(66.7%)</p> <p><u>現状が精一杯である</u> 22人(17.1%)</p> <p><u>20a~30a位なら増やしてみたい</u> 12人(9.3%)</p> <p><u>回答無し</u> 9人(6.9%)であり、<u>現状維持が</u>108人(83.7%)の結果が出ている。</p> <p>また、平成15年1月31日に認定農業者の満了期限を迎え2月1日から再認定申請をした24名についても10a~20aの経営規模拡大の人が7人(29.1%)、10a~20aの規模縮小が4人(16.6%)、現状維持で品質の向上が13人(54.1%)であり現状維持及び縮小を図りたい人をあわせると20人(83.3%)となっている。</p> <p><u>新規就農者についても、平成7年0人、平成8年0人、平成9年1人、平成10年7人、平成11年1人、平成12年0人、平成13年4人、平成14年1人であり8年間の平均は1.8人/年と少ない。</u></p> <p><u>平成14年度末現在認定農業者は、128人で平均耕作面積は1.08haとなっている。町では、認定農業者=担い手農家との認識があり、上記のことや、長野県下で樹園地率1位の果樹中心地域であり機械化ができていく特性から、これ以上経営規模拡大が望めなく、併せて農地流動化や</u></p>	

新	旧
<p><u>利用集積もさほど望めない現況を踏まえ、新規就農者が遊休荒廃農地等の権利を取得し耕作を行なうことにより、雑草の繁茂や病害虫の発生源の解消につながるものと期待され、周辺の農地の利用増進に支障を及ぼす恐れはない。</u></p> <p>(4) <u>将来的に特例により許可を受ける者の人数(見込み)</u></p> <p><u>農業の振興及び農地が持つ多面的機能を将来にわたって伝えるためにも、特例措置の適用は不可欠であり、この特例により農地法第3条の許可を受ける者の人数は、平成20年度末に50人を見込んでいる。</u></p>	